

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人大阪教育大学の役員員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成22年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員賞与(期末特別手当)については、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び役員としての職務実績を勘案し、学長が経営協議会の議を経て、100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	平成22年12月から、報酬(基本給)を約0.2%引き下げるとともに、期末特別手当年間支給月数を0.15月分引下げ。 平成22年12月から、報酬(基本給)を約0.2%引き下げるとともに、期末特別手当年間支給月数を0.15月分引下げ。 該当者なし 平成22年12月から、報酬(基本給)を約0.2%引き下げるとともに、期末特別手当年間支給月数を0.15月分引下げ。 平成22年12月から、報酬(基本給)を約0.5%引下げ。(国家公務員の例に準拠するよう改正)
理事	
理事(非常勤)	
監事	
監事(非常勤)	

2 役員員の報酬等の支給状況

役名	平成22年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
法人の長	千円 16,715	千円 11,884	千円 4,339	千円 356 (地域手当) 135 (通勤手当)			
A理事	千円 14,430	千円 10,072	千円 3,677	千円 302 (地域手当) 378 (通勤手当)			
B理事	千円 13,577	千円 9,376	千円 3,423	千円 281 (地域手当) 496 (通勤手当)			
C理事	千円 13,385	千円 9,376	千円 3,423	千円 281 (地域手当) 304 (通勤手当)			
D理事	千円 11,161	千円 7,816	千円 2,919	千円 347 (地域手当) 78 (通勤手当)			◇
A監事	千円 12,367	千円 8,704	千円 3,178	千円 261 (地域手当) 224 (通勤手当)			
B監事(非常勤)	千円 432	千円 423	千円	千円 9 (交通費)			

注1:「地域手当」とは、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して措置が必要と認められる地域に在勤する役員に支給しているものである。

注2:「前職」欄の「◇」は、役員出向者であることを示す。

「役員出向者」とは、国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第8条第1項の規定に基づき、独立行政法人等役員となるため退職し、かつ、引き続き同項に規定する独立行政法人等役員として在職する者とする。

注3:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の退職手当の支給状況(平成22年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
法人の長					該当者なし	
理事					該当者なし	
監事					該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

効率的な大学運営に資する観点から職員配置の年次計画を策定し、各年度における業務等を精査し、学内組織の職員数の適正化を推進することにより人件費管理を行う。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国立大学法人大阪教育大学の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるよう考えている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

組織の目標達成に向け、職員のインセンティブを高めるため、大学教員については、教育活動、研究活動、社会貢献活動等で評価し、附属教員及び事務系職員については、自己点検・評価のシステムを実施し、これら評価結果に基づき、一定の枠内で給与等に反映させている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	基準日以前6ヶ月以内の期間における勤務成績等に応じて決定される割合(成績率)に基づき支給する。
基本給 (昇格・降格)	勤務成績等に応じ、従事する職務に応じた級に昇格又は下位の級に降格させることができる。
基本給 (査定昇給)	勤務成績の区分に応じて昇給させる。

ウ 平成22年度における給与制度の主な改正点

平成22年4月から

- (1) 1日の所定勤務時間を7時間45分とし、所定勤務時間を超えた場合に割増賃金125/100を支給。
月60時間超の時間外労働に対して割増賃金率を50%に改定。
常勤職員の勤務時間短縮に伴い非常勤職員の時間単価を30円増額。
再雇用職員の専任型(35h/w)を通常勤務型(38.75/w)に変更し、単価増を図るとともに、非常勤型の時間単価を改定。

平成23年1月から

- (1) 中高年齢層(40歳台以上)の基本給月額等を引下げ。(平均改定率 Δ 0.1%)
- (2) 55歳を超える職員(一般職(一)5級以下及びこれに相当するものを除く)について基本給月額等の支給額を一定率で減額。(Δ 1.5%)
- (3) 期末・勤勉手当(賞与)の支給月数引下げ。
教職員の期末・勤勉手当年間支給月数を0.2月分引下げ。
再雇用職員(非常勤除く)の期末・勤勉手当年間支給月数を0.1月分引下げ。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成22年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
	人	歳	千円	千円	千円	千円
常勤職員	550	47.0	7,796	5,748	193	2,048
事務・技術	112	42.4	5,638	4,199	151	1,439
教育職種 (大学教員)	245	51.9	9,111	6,637	251	2,474
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
技能・労務職種	1					
教育職種 (附属高校教員)	98	47.3	7,918	5,904	163	2,014
教育職種(附属義務 教育学校教員)	91	39.4	6,856	5,148	123	1,708
教育職種 (外国人教師等)	1					
その他医療職種 (医療技術職員)	該当者なし					
その他医療職種 (看護師)	2					

在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
------	------------	---	----	----	----	----

任期付職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
-------	------------	---	----	----	----	----

再任用職員	人 6	歳 62.2	千円 4,649	千円 3,924	千円 211	千円 725
事務・技術	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (附属高校教員)	人 4	歳 61.8	千円 4,923	千円 4,151	千円 207	千円 772

非常勤職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
-------	------------	---	----	----	----	----

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

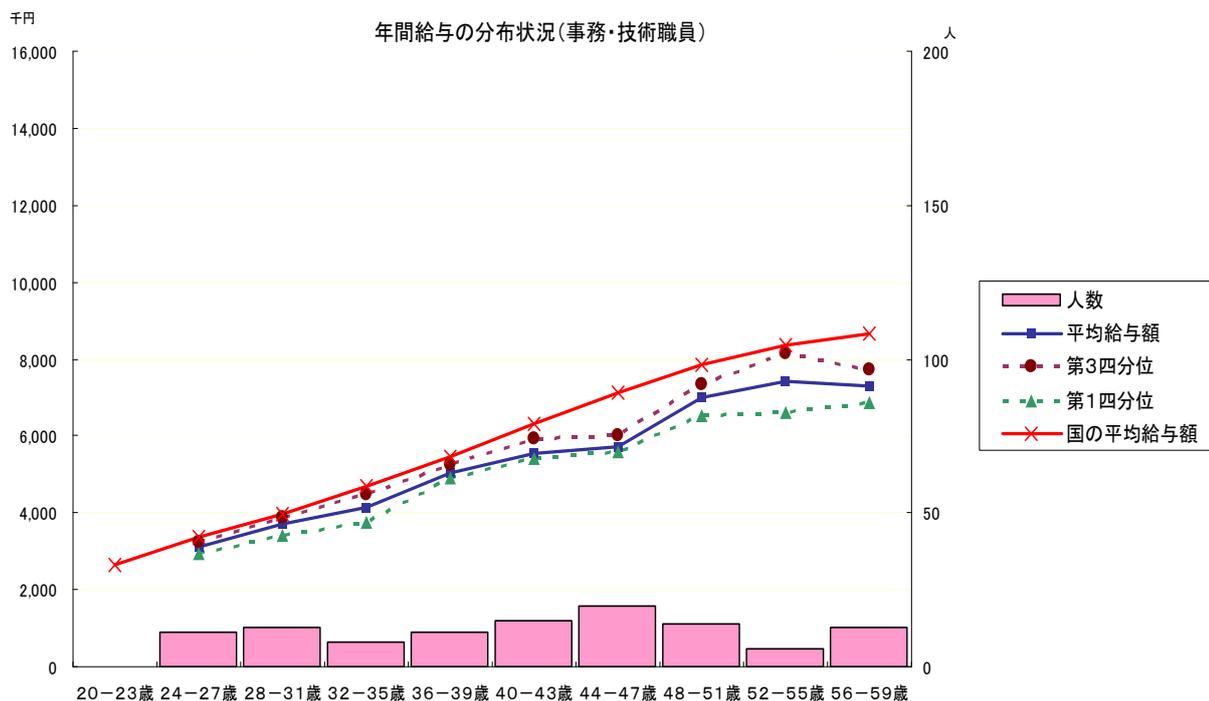
注2:常勤職員の「技能・労務職種」、「教育職種(外国人教師等)」、「その他医療職種(看護師)」及び再任用職員の「事務・技術」については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注3:「教育職種(附属高校教員)」には、附属特別支援学校教員、附属中学校教員で附属高等学校に併任している者を含む。

注4:「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注5:「技能・労務職種」は、調理師である。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

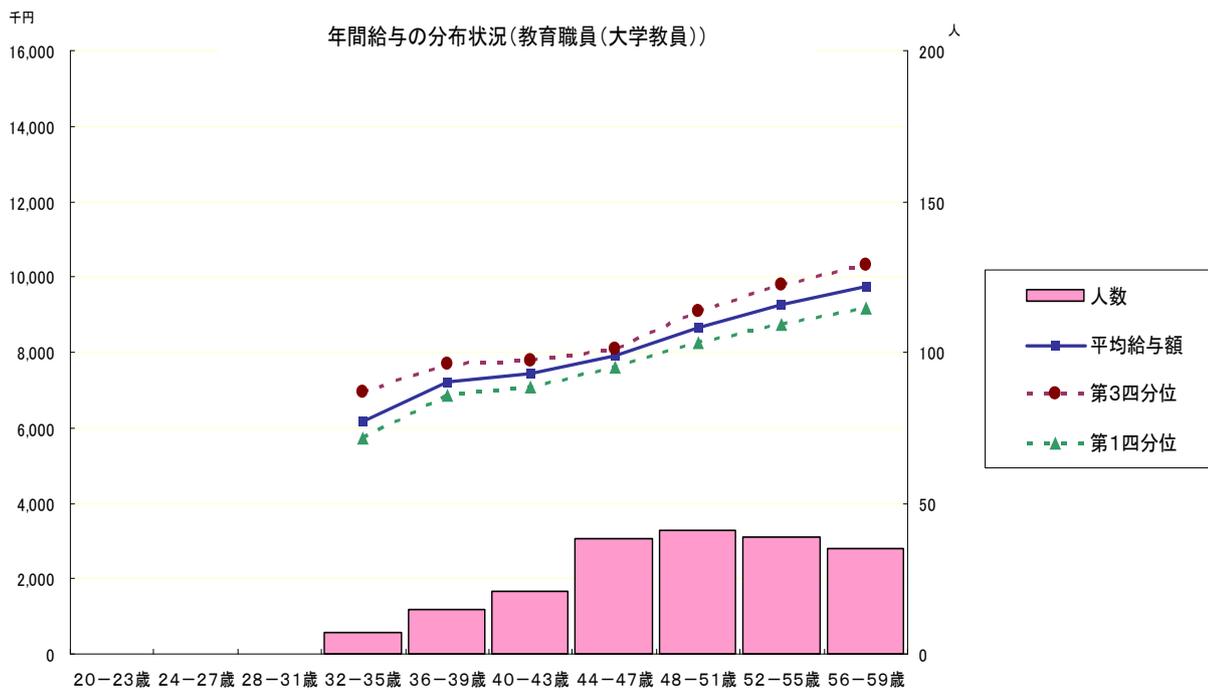


注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位	
			第1分位		第3分位	
		人	歳	千円	千円	千円
代表的職位						
部長	2		—		—	
課長	11	53.3	7,327	7,852	8,178	
課長代理	13	49.7	6,452	6,574	6,860	
係長	45	45.1	5,316	5,827	6,067	
主任	11	44.4	4,309	5,022	5,508	
係員	30	29.5	3,200	3,554	3,848	

注:「部長」については、該当者が2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
教授	139	57.0	9,167	9,771	10,339
准教授	95	45.8	7,339	7,806	8,116
講師	10	38.3	5,983	6,406	6,837
助教	1	—	—	—	—

注:「助教」については、該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成23年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		事務局長	事務局長	事務局長 部長	部長	部長 課長	課長 課長代理	課長代理 係長	係長 主任等	主任 係員	係員
人員(割合)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	1 (0.9%)	6 (5.4%)	8 (7.1%)	19 (17.0%)	43 (38.4%)	18 (16.1%)	17 (15.2%)
年齢(最高～最低)		歳	歳	歳	歳	64 50	59 48	59 45	57 35	56 29	28 24
所定内給与年額(最高～最低)		千円	千円	千円	千円	6,876 5,886	5,955 4,921	5,408 4,191	4,899 3,133	3,695 2,561	2,888 2,149
年間給与額(最高～最低)		千円	千円	千円	千円	9,164 7,899	7,889 6,807	7,408 5,730	6,622 4,212	4,988 3,450	3,815 2,874

注:7級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高)～(最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	准教授	講師	助教	助手
人員(割合)	人 (%)	139 (56.7%)	95 (38.8%)	10 (4.1%)	1 (0.4%)	(%)
年齢(最高～最低)		64 47	62 35	51 33		
所定内給与年額(最高～最低)		9,244 5,718	6,859 4,643	5,838 4,003		
年間給与額(最高～最低)		12,442 8,056	9,403 6,424	7,931 5,533		

注:2級における該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高)～(最低)」以下の事項については記載していない。

④ 賞与(平成22年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	62.2	65.8	64.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	37.8	34.2	35.9
	最高～最低	45.3 }	47.2 }	46.3 }
		33.2	29.3	31.2
一般 職員	一律支給分(期末相当)	63.2	67.8	65.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.8	32.2	34.4
	最高～最低	43.2 }	37.3 }	40.1 }
		32.9	29.0	31.1

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	62.5	68.3	65.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	37.5	31.7	34.5
	最高～最低	43.7 }	34.9 }	37.4 }
		33.8	29.6	31.7
一般 職員	一律支給分(期末相当)	64.0	68.1	66.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.0	31.9	33.9
	最高～最低	43.7 }	34.9 }	39.3 }
		31.6	28.3	30.1

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

87.1

対他の国立大学法人等(事務・技術職員)

100.5

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))

96.5

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容
指数の状況	対国家公務員 87.1
	参考
	地域勘案 92.7 学歴勘案 86.0 地域・学歴勘案 92.4
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 国家公務員に比べ低い給与水準であり、適正であると考え。
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 66% (国からの財政支出額 6,367百万円、支出予算の総額 9,635百万円： 平成22年度予算)
	【検証結果】 指数は参考も含めると86.0～92.7ポイントであり、適切である。
講ずる措置	【累積欠損額について】 非該当
	【検証結果】 今後も引き続き、国家公務員の給与水準を上回らないよう総人件費を管理する。

教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 92.6

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成22年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の国の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成22年度)	前年度 (平成21年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 5,172,168	千円 5,331,993	千円 (%) △ 159,825 (△3.0)	千円 (%) － (0.0)
退職手当支給額 (B)	千円 491,032	千円 667,023	千円 (%) △ 175,991 (△26.4)	千円 (%) － (0.0)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 639,396	千円 576,715	千円 (%) 62,681 (10.9)	千円 (%) － (0.0)
福利厚生費 (D)	千円 689,475	千円 673,924	千円 (%) 15,551 (2.3)	千円 (%) － (0.0)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 6,992,071	千円 7,249,655	千円 (%) △ 257,584 (△3.6)	千円 (%) － (0.0)

注: 「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「8役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

① 給与、報酬等支給総額及び最広義人件費について

給与、報酬等支給総額については、常勤職員の採用を計画的に抑制し人員削減を進めたことによる職員数の減、年俸制適用職員や再雇用職員の活用及び一人当たりの年間給与額を全体的に抑制したことにより、前年度比△3%となった。

最広義人件費については、「給与、報酬等支給総額」の減少に加え、退職者数が減少したための退職手当額の減により前年度比△3.6%となった。

なお、「非常勤役職員等給与」の増加は年俸制適用職員や再雇用職員の活用による増加が主な要因である。

② 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組の状況

i) 主務大臣が中期目標において示した人件費削減の取組に関する事項

中期目標のⅢ「財務内容の改善に関する目標」の2(1)「人件費の削減に関する目標」において、『「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。』と明記している。

ii) 法人が中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

中期計画のⅢ「財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置」の2(1)「人件費の削減に関する目標を達成するための措置」において、『「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間に於いて、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。』と目標を設定している。

iii) 上記 i) 及び ii) の進捗状況

【主務大臣の検証結果】

5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないとする。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	6,160,885	5,733,566	5,629,042	5,491,703	5,331,993	5,172,168
人件費削減率 (%)		△6.9%	△8.6%	△10.9%	△13.5%	△16.0%
人件費削減率(補正值) (%)		△6.9%	△9.3%	△11.6%	△11.8%	△12.8%

注1: 「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%、▲1.5%である。

注2: 基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

IV 法人が必要と認める事項

特になし